

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第38回）が開催される  
—財務省平成30年度予算執行調査の結果・食材料費の扱い・  
満3歳児の支給認定について、本会の意見を提出 …………… 1
- ◆ 社会福祉法人における会計監査人の設置基準引下げの延期  
（厚生労働省） …………… 4
- ◆ 11月は「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間です（厚生労働省） …… 4
- ◆ 「平成30年度 認定こども園研修会」開催のご案内 …………… 5
- ◆ 「短時間正社員制度導入支援コンサルティング」  
支援法人等の募集のご案内（三菱総合研究所） …………… 6
  
- ◆ **子ども・子育て会議（第38回）が開催される**  
**—財務省平成30年度予算執行調査の結果・食材料費**  
**の扱い・満3歳児の支給認定について、本会の意**  
**見を提出**

平成30年11月6日、子ども・子育て会議（第38回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

議事は「子ども・子育て支援をめぐる課題」について、協議がすすめられました。当日の資料・協議の動画は、内閣府のホームページに掲載されています。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

資料 3-1 として、財政制度等審議会（平成 30 年 10 月 9 日）の資料が抜粋して提示されました。

財務省で行われた「平成 30 年度予算執行調査」の結果をふまえ、「論点」として、施設型給付費等の一部が積立金も含め、自施設の運営以外に流用して使われていること、公定価格の基本額において職員配置のための費用が含まれているにも関わらず、実際にはその職員が配置されていないケースがあること、施設種類別や利用定員別の収支差率に開きがあること等が指摘され、「改革の方向性（案）」には、公定価格の水準の見直しとして、基本額の一部の加算化・減算化や、各施設類型における単価設定の水準の見直しの必要性、さらに、対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべき、とされています（資料 3-1 の 4 ページをご参照ください）。

また、公定価格の適正化について、食材料費の資料が提示されました（資料 3-1 の 5 ページ、資料 4 をご参照）。食材料費の負担方法の違いについて、1 号認定では主食費・副食費ともに「実費徴収」、2 号認定では、主食費「実費徴収」・副食費「保育料（利用者負担）」、3 号認定では、主食費・副食費ともに「保育料（利用者負担）」とされています。本会では、2 号認定の主食費「実費徴収」については、保護者が「実費徴収」と認識しているとは限らないのではないかという視点から、前回子ども・子育て会議に意見書を提出しています。

なお、財政制度等審議会の資料（資料 3-1 の 5 ページ）では、改革の方向性（案）として、幼児教育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き利用者負担とすべき（無償化の対象から除くべき）とされています。

これらの資料をふまえ、(1) 予算執行調査の結果への意見と、前回と同様に (2) 食材料費の扱い、(3) 満 3 歳児の支給認定について、次の意見書を事前提出しています（参考資料 3 の 7～8 ページに掲載されています）。

子ども・子育て会議（第 38 回）提出資料

### 全国保育協議会 意見

平成 30 年 11 月 6 日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

#### (1) 平成 30 年度「予算執行調査」（財務省）の結果について

資料 3 の平成 30 年 10 月 9 日財政制度等審議会資料（抜粋）「子ども・子育て」4 ページ「論点」には「国からの施設型給付費の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること」が指摘されています。

例えば、図 2「自施設の運営以外へ支出している施設の割合」は、保育所「30%」と

され、他と比較して高い割合となっています。

「委託費の使途範囲」は通知で定められており、長期的に安定した施設運営を確保するため、積立金（人件費積立資産や修繕積立資産、備品等購入積立資産）へ積み立て、次年度以降の経費に充当できることが認められています（通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等関連通知）。

また、要件を満たすことで委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内で同一法人内の保育所や子育て支援事業へ充当できること、さらに、理事会の承認を得たうえで、前期末支払資金残高を取り崩し、法人本部の運営や、同一法人内の第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営・施設設備の整備等、公益事業の運営・施設設備の整備等に要する経費に充当することのできる、弾力運用も認められています。

このように、通知で定められた弾力運用は、社会福祉法人として保育や福祉サービスの質を維持・向上しつつ永続的に事業をすすめるための仕組みとして認められているものです。通知による正しい会計処理をした結果として、保育所の運営や子育て支援事業、社会福祉事業等に対して支出された費用と言えます。

さらに、保育ニーズへの対応、子育て支援だけではなく、地域における幅広い福祉ニーズを解決するための費用は、社会福祉法人改革で問われた社会福祉法人としての本来の使命を果たし、地域共生社会の実現に向けて必要な経費です。

これらの費用を含めた支出により集計された数値が高い割合であったという事実のみで、施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っていると判断されることのないよう、強く求めます。

その他の調査結果の数値についても、内容を精査していただき、企業との比較だけではなく、社会福祉法人としての事業特性も考慮していただくようお願いいたします。

## (2) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて

資料 4 の 2 「(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、子ども・子育て会議（第 37 回）に意見を提出しました。

「子どもの最善の利益」のために、2 号認定子どもの副食費について、現状では保育料に含まれており、これを維持すべきです。

食育は教育・保育の一環であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応するためにも、保育料に含めていただきたい、と考えます。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されているでしょうか。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

### (3) 年齢についての考え方について

満3歳児の支給認定の扱いについて、これまでも意見を述べており、子ども・子育て会議（第37回）にも意見を提出しました。

3号認定子どもと1号認定子どもについて、満3歳児の扱いを整理し、保護者にとってもわかりやすくするという視点からも、ご検討をお願いいたします。

以上

## ◆社会福祉法人における会計監査人の設置基準引下げの延期（厚生労働省）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、平成30年11月2日、事務連絡「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成31年4月の引下げ延期について（周知）」を発出しました。

平成28年3月の社会福祉法改正により、一定規模以上の社会福祉法人に会計監査人の設置が義務付けられ、平成29～30年度は「収益30億円又は負債60億円超」の社会福祉法人が対象範囲とされています。

社会福祉法改正の国会審議の中では、「収益10億円又は負債20億円超」の社会福祉法人が設置義務付けの対象とされ、段階的に引下げるため、平成31年度からは「収益20億円又は負債40億円超」を対象範囲とする予定でしたが、延期されました。

今後、会計監査人を設置済の法人（約400法人）と、現段階で対象となっていない法人のうち「収益10億円又は負債20億円超」の法人（約1,700法人）に悉皆調査を実施し、会計監査人の導入の効果や課題等を収集・分析したうえで、対象範囲の拡大をすすめるとしています。

なお、自発的に会計監査人を設置している法人には、平成31年度以降も継続して設置していただくこと、導入への取り組みをすすめている法人には積極的に会計監査人を設置していただくよう方針が示されています。

詳細は、別添の資料1をご参照ください。

## ◆11月は「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間です（厚生労働省）」

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす病気であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図る

ための対応が強く求められています。

また、これまでの研究により、「1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「保護者等のたばこをやめる」ことは、SIDS 発症の危険性を低くするというデータが得られています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省が主唱し、11月を「乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間」と定め、SIDSに対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動が実施されています。

11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期にSIDSが発症する傾向があり、発症の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためです。

別添の資料2リーフレットをご参照いただき、周知へのご協力をお願い申し上げます。

## ◆「平成30年度 認定こども園研修会」開催のご案内

本会では、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園の会員や、今後認定こども園へ移行を予定されている会員を受講対象に、「認定こども園研修会」を新規事業として開催いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」に同封してお送りする予定ですが、プログラム・開催日程が決まりましたので、本号にてお知らせいたします。

協議員、各都道府県・市保育組織の皆さまにおかれては、各都道府県・市の会員への周知にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

詳細は、資料3開催要項をご参照ください。また、本会ホームページから開催要項・申込書をダウンロードしていただけます。

# 平成30年度 認定こども園研修会

開催要項・申込書は、全保協ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

(1) 日程：平成30年12月19日（水）～20日（木）

(2) 会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール3A  
162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8 【JR・東京メトロ 市ヶ谷駅前】  
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-ichigaya/access/>

(3) 定員：100名

(4) 受講料：会員14,000円、会員でない方19,000円

(交通費、宿泊費、昼食代、情報交換会参加費は含みません。)

(5) 対象：幼保連携型・保育所型認定こども園の役職員  
(幼保連携型・保育所型への移行を検討されている保育所の役職員も受講可)

(6) プログラム：

1日目 12月19日 (水)

(10:50 開講式)

11:00~12:30 行政説明「認定こども園をめぐる動向」(仮題)  
内閣府子ども・子育て本部

(12:30~13:30 昼食休憩)

13:30~15:45 講義とグループワーク  
「幼保連携型認定こども園に求められる教育・保育とは」  
神戸大学 准教授 北野幸子 氏

(15:45~16:00 休憩)

16:00~18:15 講義「幼保連携型認定こども園の運営課題」  
保育システム研究所 代表 吉田正幸 氏

18:30~20:00 情報交換会 (ご希望者のみ)

2日目 12月20日 (木)

9:30~12:15 講義と実践発表「認定こども園としての地域貢献」  
(講師) 関西大学 教授 山縣文治 氏

(実践発表者) 幼保連携型認定こども園明照保育園 施設長 中島章裕  
氏

(12:20 閉会)

## ◆「短時間正社員制度導入支援コンサルティング」 支援法人等の募集のご案内 (三菱総合研究所)

厚生労働省では、人材確保が懸念されている分野の事業主の雇用管理上の課題について調査研究をすすめるため、標記コンサルティングについて、委託事業を実施しています。

その中で、短時間正社員制度の導入や見直しに取り組む事業者を募集しています。短時間正社員とは、1週間の所定労働時間が短い正規型の職員で、期間の定めのない労働契約

(無期労働契約)を締結していること、時間当たりの基本給および賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正職員と同等であることのいずれにも当てはまる職員をさしています。

本会では、昨年度まで「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」に委員として参画するなどの協力をした経緯から、今回のコンサルティングについても、募集の周知に協力することといたしました。詳細は、別添の資料4をご参照くださいますようお願いいたします。なお、事業の詳細は、下記までお問い合わせください。

**【募集のご案内の内容等に関するお問い合わせ先】**

株式会社三菱総合研究所 地域創生事業本部 プラチナコミュニティグループ

(担当：島、高田、大橋、杉山、宮下)

TEL. 03-6705-6190 / FAX. 03-5157-2142

E-mail: tanjikan-consulting\_h30@ml.mri.co.jp

**【本周知に係るお問い合わせ先】**

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 (全国保育協議会事務局)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp